

● 大気関係、粉じん関係 対象施設

選任区分

対象施設	工場・事業場の種類	規模	選任可能な資格							
			法律				公害防止主任管理者	特定粉じん関係	一般粉じん関係	条例 大気関係
			大気関係							
			第1種	第2種	第3種	第4種				
表1	有害物質を発生するばい煙発生施設を設置している工場	排出ガス量 4万m ³ 以上	●							
		排出ガス量 4万m ³ 未満	●	●						
表2	有害物質を発生しないばい煙発生施設を設置している工場	排出ガス量 4万m ³ 以上 (注1)	●		●					
		排出ガス量 1万m ³ 以上4万m ³ 未満 (注1)	●	●	●	●				
表1 表2 表5 表6	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置している工場	排出ガス量4万m ³ 以上かつ、 排出水量1万m ³ 以上 (注2)	▲ (注5)		▲ (注5)		●			
表3	特定粉じん発生施設を設置している工場	(注3)	●	●	●	●		●		
表4	一般粉じん発生施設を設置している工場	(注4)	●	●	●	●		●	●	
表1 表2	ばい煙発生施設を設置している工場又は事業場	排出ガス量5千m ³ 以上 (注3)	●	●	●	●	●			●

- (注1) 大気関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出ガス量が1時間当たり1万m³未満のものは、法の対象になりません。(5千m³以上であれば条例の対象となります。)
- (注2) 公害防止主任管理者の選任について、以下の場合は免除されます。
- ばい煙発生施設及び当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設について、同一人が公害防止管理者として選任される場合
 - ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合
- (注3) 大気関係第1種から第4種の公害防止管理者選任対象工場を除きます。
- (注4) 大気関係第1種から第4種及び特定粉じん関係の公害防止管理者選任対象工場を除きます。
- (注5) この資格と合わせて、第1種あるいは第3種の水質関係公害防止管理者資格を有している場合に選任可能です。

- ばい煙発生施設 大気汚染防止法施行令別表第1(13の項(廃棄物焼却炉)を除く。)に掲げる施設
※非常用施設も対象となります。
- 排出ガス量 ばい煙発生施設から排出される気体の1時間当たりの量を、温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計(湿り排出ガス量)